

接続料と利用者料金との関係について

<目 次>

1	概要 .....	1
2	利用者向け料金と接続料金水準の比較	
	東日本 .....	6
	西日本 .....	7

## 接続料と利用者料金との関係に関する検証

### 1. 経緯

- (1) 一般に、市場メカニズムが有効に機能している場合、利用者料金はコストに適正利潤を加えたものになることから、接続料の水準の妥当性を検証するため、平成11年から、接続料と利用者料金との関係に関する検証（以下「スタックテスト」という。）が行われている。
- (2) スタックテストの具体的な運用方法は次のとおり。
  - ① NTT東日本・西日本が、毎年度、加入電話・ISDN基本料、公衆電話、フレッツ光ネクストといった大括りのサービス区分ごとに接続料と利用者料金との関係を検証・公表する。
  - ② 総務省が、接続料の認可時に、優先順位の高いサービス（市場が形成途上で、熾烈な価格競争が行われており、市場シェアの大幅な変動の可能性があるもの。具体的には、データ系のサービスのうち、特にインターネット関連サービス）について、サービスごと、品目ごと、速度ごと（以下「サービスメニューごと」という。）に、接続料と利用者料金との関係を検証し、情報通信行政・郵政行政審議会に報告する。
- (3) スタックテストの運用方法については、平成19年3月30日付け情報通信審議会答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」（情通審第34号）を受けて、総務省は、同年7月に「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定した。
- (4) なお、上記答申においては、接続料と利用者料金との関係が必ずしも固定的なものではないため、スタックテスト上の基準が満たされない場合、直ちに接続料が不当であると判断することは適当ではないと提言されたことから、ガイドラインでは、そうした場合、当該接続料を設定した事業者に対し、当該接続料の水準が妥当であるにもかかわらずスタックテスト上の基準が満たされなかったことについて論拠の提示を求め、当該事業者から合理的な論拠が提示された場合には、当該接続料の水準を妥当と判断するとされている。

### 2. ガイドラインに基づく検証の実施方法

#### (1) 接続料を設定する事業者が実施するスタックテスト

##### ア 検証時期

毎事業年度の実績原価方式により算定される接続料の認可申請時及び接続会計の公表時。

## イ 検証区分

①加入電話・ISDN基本料、②加入電話・ISDN通話料、③公衆電話、④番号案内、⑤Bフレッツ、⑥フレッツADSL、⑦フレッツISDN、⑧フレッツ光ネクスト、⑨フレッツ光ライト、⑩ひかり電話、⑪ビジネスイーサワイド

## ウ 検証方法

検証区分ごとに、利用者料金収入と接続料収入との差分（営業費相当分）が営業費の基準値（利用者料金収入の20%）を下回らないものであるか否かを検証する。

## (2) 総務省が実施するスタックテスト

### ア 検証時期

① 実績原価に基づき毎事業年度再計算して算定される接続料の認可時  
② 対象となるサービスに係る接続料の認可時（上記①の認可時を除く。）

## イ 検証区分及び対象範囲

検証区分は、個々のサービスメニューごととし、その対象範囲は、次のサービスのうち市場が拡大傾向にあるものを基本として、総務省が毎年度決定する。

① 新規に接続料が設定された機能を利用して提供されるサービス  
② 接続料の算定方法が変更された機能を利用して提供されるサービス  
③ 将来原価方式により算定された機能を利用して提供されるサービス

## ウ 検証方法

**検証1** 各サービスメニューについて、利用者料金が接続料を上回っているか。

**検証2** 各サービスブランドについて、営業費相当分が営業費の基準値（利用者料金収入の20%）を上回っているか。

※ 営業費はサービスメニューごとに均等に生じるものではないことから、営業費相当分と営業費の基準値との関係の検証は、サービスブランド（接続料設定事業者により同種のサービスとして位置づけられているサービスメニューの集合）を単位として実施することとされている。

※ ただし、接続料は基本的にサービスメニューごとに異なることから、併せて、利用者料金が接続料を上回っているか否かについてサービスメニュー単位で検証することとされている。

## 3 検証結果

ガイドラインに基づき、「フレッツ光ネクスト」<sup>※1</sup>、「フレッツ光ライト」、「フレッツ光プレミアム」<sup>※2</sup>、「ひかり電話」<sup>※3</sup>及び「ビジネスイーサワイド」について、NTT東日本・西日本に対して、検証に必要な資料の提出を求めた上で検証を行ったところ、その結果は、以下のとおりである。

※1 「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令」(平成 28 年総務省令第 97 号)により新たにアンバンドルした優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能を利用していることから、サービスメニューの一つであるプライオについても検証を実施。なお、フレッツ光ネクスト・プライオはNTT東日本のみが提供しているサービス。

※2 NTT西日本のみが提供しているサービス。

※3 優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能を用いて、NTT 東日本・西日本以外の電気通信事業者がNGN上で品質保証型の0AB-J IP電話サービスを提供する予定であることから、NTT東日本・西日本がNGN上で提供している0AB-J IP電話サービスであるひかり電話の利用者料金と、電話利用を想定した場合の「優先パケット識別機能・優先パケットルーティング伝送機能を用いた優先転送サービス」の接続料等との関係について検証を実施。

## NTT東日本

委員限り

(単位:月額)

サービスブランド	サービスメニュー	利用者料金	接続料等	差分	利用者料金との比較	
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ	5,200 円			○	
	ビジネスタイプ	41,100 円			○	
	マンションタイプ (VDSL方式/ LAN配線方式)	ミニ	3,500 円			○
		プラン1	2,900 円			○
		プラン2	2,500 円			○
		ミニB	3,500 円			○
		プラン1B	2,900 円			○
		プラン2B	2,500 円			○
	マンションタイプ (光配線方式)	ミニ	3,850 円			○
		プラン1	3,250 円			○
プラン2		2,850 円			○	
プライオ	20,000 円			○		
フレッツ光ライト	ファミリータイプ	3,330 円			○	
	マンションタイプ	2,530 円			○	
ひかり電話		1,226 円			○	
	優先パケット識別機能・優先パケットルーティング伝送機能を用いた優先転送サービス(電話利用を想定した場合)	1,226 円			○	

(単位:1アクセス回線あたり/月額)

サービスブランド	サービスメニュー	利用者料金	接続料相当額	差分 (営業費比率)	利用者料金との比較
ビジネスイーサ ワイド	MA 設備まで利用する場合	50,746 円			○
	県内設備まで利用する場合	68,010 円			○

## NTT西日本

委員限り

(単位:月額)

サービスブランド	サービスメニュー	利用者料金	接続料等	差分 (営業費比率)	利用者料金との比較	
フレッツ光ネクスト	ファミリータイプ	5,400 円			○	
	ビジネスタイプ	41,100 円			○	
	マンションタイプ (VDSL方式/ LAN配線方式)	ミニ	3,900 円			○
		プラン1	3,100 円			○
		プラン2	2,600 円			○
	マンションタイプ (光配線方式)	ミニ	4,500 円			○
		プラン1	3,700 円			○
プラン2	3,200 円			○		
フレッツ光ライト	ファミリータイプ	3,493 円			○	
	マンションタイプ	2,893 円			○	
フレッツ光 プレミアム	マンションタイプ (VDSL方式/ LAN配線方式)	ミニ	4,500 円		○	
		プラン1	3,700 円		○	
		プラン2	3,200 円		○	

	マンションタイプ (光配線方式)	プラン1	4,000 円			○
		プラン2	3,500 円			○
ひかり電話			1,234 円			○
優先パケット識別機能・優先パケットルーティング伝送機能 を用いた優先転送サービス(電話利用を想定した場合)			1,234 円			○

(単位: 1アクセス回線あたり/月額)

サービスブランド	サービスメニュー	利用者料金	接続料 相当額	差分 (営業費比率)	利用者料金 との比較
ビジネスイーサ ワイド	MA 設備まで利用する場合	43,770 円			○
	県内設備まで利用する場合	62,484 円			○

(注) ○: スタックテストの要件を満たしていると認められるもの  
×: スタックテストの要件を満たしていないと認められるもの

## (検証結果に対する総務省の考え方)

### ■ フレッツ光ネクスト

全てのサービスメニューについて利用者料金が接続料を上回っており、かつ、営業費相当分が営業費の基準値を上回っているため、接続料が不適正であるとは認められない。

### ■ フレッツ光ライト

全てのサービスメニューについて利用者料金が接続料を上回っており、かつ、営業費相当分が営業費の基準値を上回っているため、接続料が不適正であるとは認められない。

### ■ フレッツ光・プレミアム

全てのサービスメニューについて利用者料金が接続料を上回っており、かつ、営業費相当分が営業費の基準値を上回っているため、接続料が不適正であるとは認められない。

### ■ ひかり電話

利用者料金が接続料を上回っており、かつ、営業費相当分が営業費の基準値を上回っているため、接続料が不適正であるとは認められない。

また、電話利用を想定した場合の優先パケット識別機能・優先パケットルーティング伝送機能を用いた優先転送サービスについても、利用者料金が接続料を上回っており、かつ、営業費相当分が営業費の基準値を上回っているため、接続料が不適正であるとは認められない。

### ■ ビジネスイーサワイド

全てのサービスメニューについて利用者料金が接続料を上回っており、かつ、営業費相当分が営業費の基準値を上回っているため、接続料が不適正であるとは認められない。

※ ビジネスイーサワイドについては、NTT東日本・西日本が提供する「ビジネスイーサワイド」が、CUGタイプの利用者料金のみを設定しておりPVCタイプの利用者料金を設定していないことから、検証の対象とする接続料については、PVCタイプの接続料を算定した際の考え方及び手順に基づきCUGタイプの接続料相当額を計算し、当該料金とCUGタイプの利用者料金の関係を検証することとしている。これにより、PVCタイプの接続料算定の考え方及び手順の適正性が検証可能である。

また、CUGタイプの利用者料金はMA内料金が1Gb/sごとの設定となっており、また、事業者ごとのバルク型料金も採用していないなど、接続料とは料金設定の単位や対象に違いがあることから、利用形態ごとの利用者料金と接続料を比較することとしている。具体的には、①MA設備まで利用する場合と、②県内設備まで利用する場合の1回線あたりの平均的な利用者料金と接続料相当額を計算し、これらを比較することで検証することとしている。

これらの検証を行った結果、上記の検証の基準を満たすものと判断されれば、PVCタイプの接続料についても、適正なものと判断されるとの考えに基づき判断している。

【東日本】

平成27年度の利用者向け料金と接続料金の水準の比較

(単位:億円)

サービス	①利用者 料金収入	②接続料金 相当	③差分 (①-②)
加入電話・ISDN 基本料	2,786	2,223	563
加入電話・ISDN 通話料	259	140	119
公衆電話(デジタル公衆を含む)	10	69	▲ 59
番号案内	13	46	▲ 33
B フレックス	89	32	57
フレックス ADSL	186	49	137
フレックス ISDN	12	6	6
フレックス光ネクスト	4,358	1,647	2,711
フレックス光ライト	231	141	90
ひかり電話	1,290	290	1,000
ビジネスイーサワイド	258	118	140

(注1) 接続料金相当は、各サービスで使用する設備ごとの需要数に今回申請した接続料金を乗じて算定しております。

(注2) 加入電話・ISDN 基本料の接続料金相当には、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに係る費用(NTSコスト)の364億円は含んでいません。

【西日本】

平成27年度の利用者向け料金と接続料金の水準の比較

(単位:億円)

サービス	①利用者 料金収入	②接続料金 相当	③差分 (①-②)
加入電話・ISDN 基本料	2,797	2,218	579
加入電話・ISDN 通話料	238	128	110
公衆電話(デジタル公衆を含む)	10	56	▲ 46
番号案内	16	49	▲ 33
B フレックス	901	356	545
フレックス ADSL	206	73	133
フレックス ISDN	16	9	7
フレックス光ネクスト	2,675	1,261	1,414
フレックス光ライト	160	115	45
ひかり電話	1,182	281	901
ビジネスイーサワイド	191	91	100

(注1) 接続料金相当は、各サービスで使用する設備ごとの需要数に今回申請した接続料金を乗じて算定しております。

(注2) 加入電話・ISDN 基本料の接続料金相当には、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに係る費用(NTSコスト)の332億円は含んでいません。